

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

向坂先生の著書を読む……………2

◇岩井 章氏に聞く 日本労働運動再建への提言 (一)……………3

国鉄闘争の任務と課題……………6

現情勢の特徴と国鉄闘争の展望……………12

——「分割・民営化」反対の旗をさらに高く——

国鉄法案通過後の情勢と課題……………22

◇資料と解説◇

人活センター全国連絡会「アピール」……………24

学習会『資本論』第一巻の意義について (一)……………26

唯物史観と『資本論』……………26

やるしかない! ① プリマハムのハチ巻闘争……………26

好評発売中

国鉄闘争——勝利への展望

社会通信社刊 定価 四百円

旬刊 社会通信

NO.321

一九八七年一月一日

一九八七年一月一日発行
(毎月一日・二日・三日発行)

■巻頭言

向坂先生の著書を読む

歴史は動いている。われらが欲する方向でなく、右へ右へと。戦後生まれの私にとって、むろんはじめの経験である。なすべきこと、考えねばならぬことは山のようにある。心は揺れ動く。

向坂先生が生前のとき、私は「駆け込み寺」のように、先生の書齋を訪れた。不思議と緊張感・勇気に満たされ、活力が生まれた。今、事態はもっと切迫している。だが駆け込みことは不可能だ。書齋の遺影の声は私には聞こえない。

『続 日本革命と社会党』（社会主義協会刊）が、先生の声を聞く機会を与えてくれた。本書を手にしたのは、国鉄法案通過の日であった。心は社会党へのいらだちで乱れていた。読み進むうち、次の一文を目にした。

「わが国の労働者階級の運動にとって、もっとも差し迫った危険は、改良主義の危険である。独占資本と手をとって、労働者階級の当然の意志の発表であるデモンストレーションやストライキを制限しようとする民社党流の反階級的思想とその運動である。：

日本の支配階級は、今日、労働者階級の組織を戦前のように直接に法と権力と暴力で破壊することはできなくなった。彼らは、強い組織を孤立させ労働者階級の団結力を弱化する。彼らは、挑発によって組織を破壊しようとする。彼らは、改良主義というマヒ剤で、労働者の階級意識をねむらせようとする。……社会主義革命以外に、労働者階級の生活と文化を恒久的に安定成長させる方法のないことが、資本主義の矛盾の暴露で明らかになればなるほど、独占資本は、その支配体制の維持のために狂気のように絶望的な努力を傾ける。資力を注ぎ、買いきの学者思想家を動員し、いっさいの『マスコミ』の力を集中して、労働者のねむらせておく改良主義のマヒ薬を、いろいろの名前で調剤し、ただで、あるいは安値でまきちらしている。

資本主義の基本矛盾が露骨に示されれば示されるほど、労働者の生活が技術の発展とともに不安になればなるほど、改良主義は、資本主義に矛盾がなくなったという。国家も階級支配の道具ではなくなったし、資本の性質も変わったから、少しずつ改めて行けば、いつのまにか、労働者の生活が安定し、文化が向上して、夢のように、桃源があらわれるという。人間の『首切り』が増大し、頻発におこなわれ、失業者と貧民が増大するほど、失業者も貧乏もなくなるという。彼らは、ただ資本主義の基本矛盾の前にまず自分が目をそむけ、労働者に目をそむけることをすすめているだけのことである。彼らは、これを『現実的』だという。

改良主義を社会党のなかに入れこみ、成長させようという細工は、あらゆる機会に間断なくおこなわれている。……社会党員の油断のない目が、どんな事態の前にもたじろぐことなく、社会主義社会に導く思想と社会主義の実現を阻害するごまかしの思想を区別できるようみがかなければならぬ。そして必要な時には、いつでもこの思想を克服しうる理論的修練を怠ってはならない」（二二二—二三頁）。

「理論的修練」とは、理論を実践に移すための学習であろう。われわれにとくに必要なのは労働者の組織を拡大強化することだ。歴史的岐路をなす一九八七年、そのために全力をつくしたい。

◆岩井章氏に聞く◆

国鉄闘争の任務と課題

日本労働運動再建への提言 (一)

新潟大会をほうふつ

問 岩井さんにかがいたいことはいっぱいあります。現代の政治闘争の焦点は労働運動の流れです。階級的労働運動どう再生するか。これを中心に話を進めたい。

最大の出来事は国労の修善寺大会です。この評価からうかがいたい。

岩井 採決の結果が発表された瞬間のことが今でもまぶた浮かぶ。会場内外を埋めた二十人ちかい労働者から嵐のような拍手が起こり、異常な叫びと担手で会場は興奮の渦に包まれた。

問 採決、そして本部原案否決は一九五一年の新潟大会以来のことと聞いていますが。

岩井 平和四原則が採決された時と、同じ光景だった。

問 それから三五年、違いもあったのでは。

岩井 新潟大会では座布団(ざぶとん)が乱舞したよね。これはなかった。

問 椅子を放り投げるわけにはいきませんものね(笑)。

岩井 もう一つ決定的な違いがある。新潟大会は労働運動全体が昇り坂のなかでの決断だった。今回は真に苦渋に満ちた決断、労働戦線全体が右寄りになったなかでの歯止めの決断だった。ここが違う。

右傾化に大きなブレーキ

問 私は国鉄労働者の「労働者魂」に、心から感心させられた。向坂先生が生存されていたら喜ばれただろうなとも。

岩井 向坂先生は喜ばれただろうな。しかもこれから相談しなければならぬことがいっぱい生まれるんだ。

問 修善寺大会の意義をどう考えられますか。

岩井 国鉄労組の路線を決めただけではないことだ。政府自民党や財界に衝撃を与え、日本労働運動の右傾化に大きなブレーキをかけた。同時にたたかっている多くの仲間を激励した。

問 すさまじいばかりの首切りの嵐のなかで、全労働者が呻吟していますものね。

岩井 そうなんだ。こんにちたたかっているのは国労、日教組だけではない。数えきれないほどの中小・下請に大量首切り、賃金切り下げが出され、それぞれがたたかっているんだ。

問 日本も大量失業時代に突入しましたからね。

岩井 国労大会の最大の意義は、このような困難な情勢のもとで、国労はどうたたかいたか抵抗するか、その先駆的役割を果たしたことだ。まさに滝野君は、「労働者魂」といったが、国鉄労働者はどんなに攻撃されてもたたかいたかいたか放棄しない、労働者の不屈の根性を示した。

問 冒頭、岩井さんは「政府自民党に大きな衝撃を与えた」といわれたが、三塚は『月刊自由民主』（二月号）で、「国労大会の結果について」新生国鉄へのスタートへの深刻な不安を残した。なんとか通過しなくてはならん」と、無念やるかたない思いを吐露している。

岩井 三塚君の気持ちはわからなくてもない。国鉄攻撃の最大のネライは国労解体だ。だが国鉄労働者の抵抗で貫徹できなかったわけだからね。

しかも円高ショックはさらに続くんだ。大企業でも利潤は減る。来年以降、賃下げさえも提起されるだろう。全民労協の労資協調路線では乗り切れない事態が予想される。下部からの突き上げが今後、一段と強まることは間違いない。労連になる全民労協路線も前途は楽観できないんだ。それだけに、国労解体を成功させて、一つでも不安材料を少なくしておきたかったはずだ。

これからが正念場

問 修善寺大会は最初のヤマを越えたにすぎませんね。これからが箱根越えになる。

たとえば、総評は国労新執行部を激励するどころか、「労使共同宣言」締結を再三再四せまっている。

岩井 それだけ総評指導部のショックが大きかったということだろう。驚くほどのことじゃない。

いま国鉄労働者を大きく支援してくれているのは多くの戦闘的労働者、知識人、そして国民会議、県民会議に結集する市民なんだ。だから、国労はいよいよこれらの人々と深く連携し抵抗路線を堅持し、地域共闘にひろげていくことが大切だ。

ヤマは次々にある。第二、第三のヤマを立派に越えられるかどうか。その真価がいま問わてるわけだ。

問 具体的には？

岩井 第二の山は、国労内部の、しかも幹部間の団結ができるかどうかだ。いくつかの地方本部レベルの役員がいま動揺しているね。私のもと、国労を脱退せずに国労本部と異なる正常化路線をとっている地方、国労を脱退して御用化の道をとっているところと、ケースは二つある。

問 雇用不安と組織問題がその理由とされていますが。

岩井 「労使共同宣言」で雇用が安定する保障はないんだ。先日、ある国労の集会で聞いた話だが、御用組合幹部が現場で「1%の可能性を信じ（労使共同宣言を）追求する」といっていることにも示されているんだ。

くわしくはいわないが、たしかに状況は困難だ。だからたたかい抵抗して、これを切り開くしか道はない。現実には、当局のいいなりになり、土座をしも生活が保障される状況はない。あの三塚だって、「去るも地獄、残るも地獄」というほどだからね。だから開き直って抵抗する以外にない。

そのなかでいまいちはん国労本部に求められているのは、大量のオルグを入れて説明することだ。理解が得られる可能性はまだ大きいと思う。

肚の底から怒り

問 それにしても人材活用センターの仲間の健闘ぶりは何のすこい。

岩井 新鶴見電車区の仲間が「人間の自由、労働の自由」をスローガンに掲げているね。それをみたとき、あらためて腹の底から怒りがわいてきた。たまたかうしかないこともね。

組合員の気持ちをつかむ

問 法案がとおり、一二月下旬から「希望調査」の聞き取りが始められる。現場労働者の不安がさらに高まることが予想されるが、国労本部、活動家の役割は何か。

岩井 いま敵・味方が猛烈に争っているのは、新会社に移った場合、その主導権をわが国労が握るのか、それとも御用組合が握るのかのたたかいだ。この場合、組合員の数の問題がまず大事だ。だから、当局と御用組合集団は、あらゆる手段と力を使って国労を切り崩そうとしているわけだ。

しかし重要なことは、組合員の数の問題がすべてではないことだ。かりに組合員が少なくとも、国労がしっかり団結したたかう態勢をもつていくことができれば、主導権を握れる可能性はある。御用組合集団では労働者の利益は守れないからね。したがって、支持も受けない。

それになりたいし、組合員の要求をしつかり受けとめたたかうことができる国労の側が、組合員の気持ちをつかむことは間違いない。どのような障害があろうとも、団結によって国労の明るい将来を切り開くことはできるといふ確信をもつべきだ。本部、地本や支部レベルの役員・活動家は、とくにこのことを確認することが重要だと思ふ。

問 しかも、私たちは「分割・民営化」反対のたたかいのなかで予想をはるかに超える成果をあげていますからね。

岩井 そうだ。

「分・民」反対のたたかいは続く

岩井 東京会議、国民会議のほうで、これからどう「分割・民営化」反対の運動を進めるかについて論議してらんだらう。

問 連日のようにやっています。

次のテーマに入る前に、法案通過後の地域共闘のたたかい方についてお聞きしたい。

岩井 たたかいは基本はいささかも変わらない。私がよくいうように、たたかいは基本路線は三つあるんだ。一つは国鉄労働者の現場での抵抗と団結、二つは地域共闘のひろがり、三つは政治共闘への発展だ。

現在、地域共闘は全国に千二百以上ある。その形は多様だらう。県組織、市組織、さらに地区組織、また社共型もあるし、社・共それぞれ単独型もある。そのいずれでも役割は変わらない。国鉄労働者や家族を激励し、国民に国鉄「分割・民営化」のねらいと矛盾を宣伝し続けることなんだ。「分割・民営化」法案の国会通過後、矛盾はさらに拡大するからね。

それと同時に、国民の財産が不当に大資本に切り売りされること、あるいはまた国鉄労働者への人権侵害、不当労働行為、差別・選別を雇用問題とあわせて監視することだ。それにあわせ、国労本隊も労働者の雇用を守り、差別をくいじめ、国鉄の安全輸送を守るための運動を強めることだ。

(つづく)

現情勢の特徴と国鉄闘争の展望

——「分割・民営化」反対の旗をさらに高く——

はじめに

国鉄「分割・民営化」法案は、一月二八日、国会を通過した。われわれの意思は実らなかつた。しかし、たたかいは続く。われわれはたたかい続ける主体的条件をつくりだした。客観情勢もわれわれのたたかいを援助する作用を強める傾向にある。

たたかいはこれからだ。それには「分割・民営化」反対闘争の成果と教訓を明らかにすることが重要だ。

国鉄攻撃—五つのねらい

総括にあたって、まず必要なことは、国鉄攻撃についての政府自民党、独占資本の意図とその本質をあらためて確認しておくことだ。彼らが企だてた国鉄攻撃のねらいは五つであつた。

第一。国労の解体である。国労は日本労働運動の機関車であり、階級的労働運動の旗手である。「分割・民営化」としてあらわれた国鉄攻撃は、国労解体の口実にすぎなかつた。

第二。国労解体で日本労働運動の右翼再編成を意図したことだ。いわゆる「政・財・官・労・マスコミ」統合路線である。中曽根が「戦後政治の総決算」の基礎を国鉄「行革」に求め、七月選挙後、「八六年体制」「左にウイングを伸ばす」と口をすべらせたことは、国鉄攻撃の階級の本質をもっとよく示す。

第三。社会主義者、職場活動家の職場からの排除。つまりレッド・パージである。国鉄改革法第二三条、清算事業団の設置がそれだ。彼らは国労の自覚的労働者→人材活用センター→清算事業団→三年で首切りをたくらんでいた。

第四。国鉄資産のブンドリである。国鉄資産は二百兆円とも六百兆円ともいわれる。労働組合が当局と一体となって、政府自民党、独占は、国鉄資産を心おきなく処分できる体制をえる。

第五。「民営」国鉄発足後、噴出するだろう「分割・民営化」の矛盾にフタをすることだ。このためには、「分割・民営化」に反対する政治勢力を根絶しておく必要があつた。国労解体は総評、社会党の根幹を揺する。そして、全民労協を中心とする労戦の右翼再編成は、社会党を「体制内化」し、革新政治勢力を無力なものとする。

これが、政府自民党、独占資本の国鉄攻撃への意図である。彼らのこの意図が、「分割・民営化」法案通過でどこまで貫徹されたのか。これを探ることが総括の出発点でなければならない。

国労解体を阻止

われわれはじつによくたたかつた。たたかいは、政府自民党、独占資本の意図の貫徹をくじいた。次のたたかいはの橋頭堡を確立した。

第一。われわれは国労解体を阻止した。政府自民党、独占資本の最大のネライを粉碎した。伊豆の修善寺の大会で、国鉄労働者は歴史的事業をなしとげたからだ。

「分割・民営化」攻撃のネライについて、『朝日』の連載記事「発車のベル 民営国鉄の行方」(二月四日付)は、こう述べる。

「『さらば国有鉄道』と題した(三塚前運輸大臣の)著書の中で、『革命的労働運動の動向に触れて』昨年まで予想できなかった画期的現象が起きている」と書き、これが国鉄分割・民営化の一つの成果であると誇った。

共産党を排除し、分割・民営化に反対する社会主義協会派なども切る。これが自民党の基本姿勢だった。革新陣営、労組の分断と揺さぶりである。三塚氏によれば、民営国鉄の『革袋』に入れるべき『新しい酒の基本』は、協調型の労使関係でなければならぬという。事実、新会社に行くあてのないまま、人材活用センターへと配転された職員は、職場活動家が多かった。

この意図は、たまたかう国労が残ったように、またあとでくわしく述べるように、貫徹することはできなかった。だから、三塚は『月刊自由民主』(八六年二月)で、未練たっぷり「新生国鉄へのスタートへの深刻な不安が残りますが、なんとか通過しなくてはなりません」と述べるのだ。

修善寺大会での結論、あるいはまたその後の国労各地本大会の動きが、労戦の右翼再編成の流れに、どれほど大きな衝撃を与えたかは、商業ジャーナリズムの階級的本能がよく伝えてくれている。こうして、政府自民党、独占資本の第一と第二の意図は中途半端に終わった。われわれのたたかいかいのもっとも大きな成果である。

第二。政府自民党、独占資本の労務政策、つまりやりたい放題の不当労働行為、それにとまなう活動家、自覚的労働者の排除の意図に大きな打撃を与えた。

第一に選別・排除の切り札的役割を与えられた人材活用センターについて、「四月一日以前にやめる」(国会での杉浦総裁答弁)との言質をとった。

第二に不当労働行為についても「遺憾」とする旨、杉浦に次のように表明させた。

「今まで不当労働行為に絶対にならないように厳しく指導してきた。ご指摘のこと(不当労働行為のこと)はないと信じている。管理者が多く、誤解が生じているのは大変遺憾。これからも不当労働行為がないように厳しく対処する所存だ」

第三に清算事業団もその性格が変化する兆しをみせていることだ。橋本運輸大臣は「清算事業団は再就職まで待機し、場合によっては就業訓練の場」と述べた。これは参院特別委員会「附帯決議」の第九項の二とも合わさって、「一括内定者の待機場所」となる可能性も生まれていることだ。

こうした新たな傾向は、国労への労使共同宣言締結攻撃の破綻、それによって政府自民党、独占資本の第三の意図も大きく狂ったことを示すものである。

第三。雇用問題でも前進の芽がつけられた。参院特別委員会「附帯決議」がそれだ。「附帯決議」第九項にはこうある。

「国鉄改革の実施に当たっては、国鉄職員の雇用と生活の安定を図るため、次の諸点について十分配慮すること。

(一)各旅客鉄道株式会社などにおける職員基準及び選定方法については、客観的かつ公正なものとするよう配慮するとともに、本人の希望を尊重し、所属労働組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること。

(二)再就職を必要とする職員については、国の責任において公的部門を初めとする再就

職先の確保と必要な援助に万全を期するとともに、公的部門における受入れについては、希望者の意思の尊重、採用目標の達成を図るとともに、国鉄改革実施前に一括して採用を決定、内定するよう極力配慮すること。

(四)新事業体及び清算事業団の職員の基本的な賃金、労働条件については、国鉄職員時代の実績等をでき得る限り尊重するとともに、国鉄と関係労働組合との間で十分な協議が行われるよう配慮すること

つまり、所属労働組合による差別的排除、一括前倒し採用、新会社の労働条件についての団交が「配慮」されなければならぬとされた。これは広域異動攻撃等にたいする国労組合員の抵抗等によって勝ち取られたものだ。この「附帯決議」の実現のためにも、運動の強化、拡大が必要なことはいうまでもない。

全国に千三百の地域組織

われわれは政府自民党、独占資本、そして国鉄当局がまったく予期しなかった成果をつくった。全国各地に地域共闘運動が生まれたことだ。四五都道府県千二百にのぼる。この他、「分割・民営化」に反対する自治体決議は約九百に達する。安保・三池反対闘争のとき地域組織が約二千であるから、千二百という数がどれほど巨大なものであるかは明らかだ。

さらに強調されなければならぬのは、その質である。安保・三池の時は社会党・総評ブロックが先頭に立った。だが、国鉄「分割・民営化」反対闘争では社会党左派、共産党、左派単産、学者、ジャーナリスト、法律家、市民等が「下から」自主的かつ目的意識的につくりだした。したがって、さらに多角的・重層的な地域共闘運動となった。

その力強さは(1)その多様な組織形態、(2)諸階級・階層の融合、(3)国鉄労働者とその家族の連携にある。つまり、統一戦線運動として発展していることだ。法案通過後も運動は拡大している。安全、不当労働行為の点検・摘発、そして加速化するであろうローカル線切り捨てと結びついて……。こうした傾向が、あの頑迷な商業ジャーナリズムでさえ、揺り動かした始めたことは牛久保報告にくわしく指摘されているとおりだ。

「分割・民営化」の矛盾はこれから

かくして、われわれはごく短期間の間に(1)たたかう国労指導部、(2)国鉄労働者を中心とする労働者階級の階級的成長、(3)地域共闘運動をつくりだした。この意義はたとえようもなく大きい。なぜなら、「分割・民営化」反対のたたかいは、法案の国会通過で「ジ・エンド」ではない。「分割・民営化」の疑惑、問題点、矛盾の発現はいよいよこれからであるからだ。

三島、とりわけ北海道の経営問題については牛久保報告にくわしい。ここでは清算事業団、整備新幹線建設についてみる。

第一に清算事業団だ。先に発表された運輸省の概算予算要求では収入は約六千億円。他方、支出は二・八兆円に達する。赤字はじつに二・二兆円もの天文学的数字におよぶ。しかも、このような巨額な赤字は単年度では終わらない。この巨額の赤字をどう決済するか。この矛盾は二月二十九日から始まる第一〇八国会で白日のもとにさらされる。

次に整備新幹線建設だ。五線といわれる。北海道(函館—札幌)、東北(盛岡—青森)、

北陸（高崎—長野—富山—金沢—大阪）、九州二線（博多—西鹿児島、博多—長崎）がそれだ。建設費は二〇兆円といわれる。その財源は？　そして収支は？　赤字を拡大するばかりであることは必至。これでは「なんのための国鉄改革か」との声が噴出することも必然であろう。

この他、「分割・民営化」にともなう矛盾の発現は(1)ローカル線切り捨ての加速化、(2)土地疑惑、(3)雇用政策の欺瞞、(4)安全問題、(5)国民負担等、数えあげればきりが無い。この矛盾の拡大を国民すべてに宣伝し、暴露する基盤をわれわれはつくった。政府自民党、独占資本にとって予想もなかったことである。

思い知らされた革新勢力の非力

このように、われわれはじつによくたたかいたたかいたたかいたを継続する基盤をつくった。しかし、法案の強行採決を阻止できなかった。ここにわれわれの弱点がある。革新政治勢力の非力を思い知らされたことだ。

議席比ではない。大衆運動をおこす気魄がまず感ぜられなかった。階級闘争の帰趨は大衆運動の高揚いかんにかかわる。議席比が固定的にとらえられすぎてはいなかったか。論議してみたい点である。

こうして、われわれの最大の課題は社会党の強化となる。社共の共闘なくして、共産党の影響力は薄いからだ。社会党再生は可能である。第一にわれわれはすでにみたように、「分割・民営化」反対のたたかいを継続する根拠地をつくりあげた。第二に「分割・民営化」の矛盾の本格化はこれからだ。そして第三に客観情勢は全民労協路線、「ニュー社会党」路線の破綻を必至とする。これは政府自民党、独占資本の最大の弱点となる。

大量失業時代と国鉄闘争

情勢の最大の特徴は何か。大量失業時代の到来である。七〇年代初頭、石油ショック、ドルショックが政府自民党、独占資本を「狂乱状態」におとしこんだ。こんにち失業問題は日本資本主義の存立を脅やかしつづつある。それは、日経連会長ですら――

「現在の雇用水準を維持していくのは不可能。二％台にとどまっている失業率がいずれ米国や英国並みの六、七％程度まで悪化しても得むをえない」と述べるくらいだ。具体的にみよう。

第一、石炭合理化。現在ヤマは全国に一一鉱山。第八次石炭政策は約半数のヤマの死を宣言した。石炭労働者一万人が職を追われる。それにともない市や町が消える。たとえば長崎県高島町、北海道夕張市、上砂川町のように。

第二、造船合理化。『東洋経済』一月八日号は「壊滅寸前！造船王国ニッポン」と題し、特集記事をくんだ。日立造船に例をとれば、この一年間だけで労働者の数は一万七千人から六千五百人へと激減した。大手だけで約四万人、下請関連をふくめれば十万人から十一万人が職を追われる。造船所の総廃合は同じく市や町を殺す。たとえば北海道函館市、兵庫県相生市、瀬戸内海沿岸の諸都市、そして長崎市のように。

第三、非鉄金属鉱山の閉鎖。今年のはじめ五九鉱山あったヤマは、すでに二〇鉱山が閉鎖された。すでに半数以上の労働者が職を去った。生き残り可能なヤマはわずか数鉱といわれるほどだ。

第四、鉄鋼合理化。大手五社は二月一日から一時帰休制度を実施した。同時に企業内福祉制度の全面切り捨てが進行している。鉄鋼合理化はこれからが本番。野村総研によれば「ドル150円では、十万人減らしが必要」ともいわれているからだ。とりわけ新日鉄が深刻だ。全国九つの製鉄所があるが、釜石、室蘭、光、堺の高炉の廃止が予想される。一万五千人が職を追われ、鉄の町が死ぬ。

第五、繊維、海運、まぐろはえ縄漁船の合理化。

第六、日本たばこ七千人、林野二万六千人、国家公務員四万四千人の人減らしもひかえている。

第七、最近の合理化の特徴は、これまで成長産業、業種とされた金属・機械、流通界、電機、自動車産業にまで波及していることだ。都市銀行（一二行）は八三年三月から八六年三月の三年間に一万五千人を削減した。十字屋、大丸、ニチイ、西友、高島屋も人切り会社ワースト五〇に名を連ねている。自動車では日産が五千人を販売会社に出向させ、富士重工は下請会社の再編に乗り出した。

第八、合理化はこれだけにとどまらない。臨教審は「教育の自由」の名のもとに公教育の切り捨てをはかっている。老人保険法改悪にみられるように社会保障の切り捨ては、医療合理化、自治体合理化に拍車をかける。「ローカル産業」農業切り捨ても開始されようとしている。

こうした大合理化の進行は(1)大量失業時代の到来、(2)不安定雇用の増大、(3)下請労働者への犠牲強要、(4)「企業城下町」の崩壊をもたらす。そればかりではなく、日本的労資慣行の基盤を掘り崩す。こうして、企業別組合からの脱皮を全国的規模で労働者に強制する。ここに国労修善寺大会の真の意義がある。独占資本、政府自民党が国労解体に失敗した階級的な意味がある。

たたかい—三つの方向

われわれはどうたたかうか。とりわけ三つのことが重要だ。

第一。国労のたたかいは全身全霊をつくして励ますこと、支援することだ。

「たたかう国労」は残った。だが、いま国労は組織問題、雇用不安で内外から揺さぶられている。新会社へのふりわけ作業も一二月下旬から本格化する。このとき、国鉄労働者の不安は頂天に達するだろう。

国労本部に連帯の意志を表明しよう。国労バッヂを輝かせる国労組合員に言葉をかけよう。地域から国鉄労働者、家族を激励しよう。

第二。われわれは「附帯決議」、国会答弁等、国鉄労働者の雇用、選別問題でたたかい続ける条件をつくった。たたかいがなければ、これらの文言は反古になる。職場から地域から不当労働行為、安全問題での点検・摘発行動を強めよう。

第三。「分割・民営化」が生み出す疑惑、問題点、矛盾を徹底的に暴露し宣伝しよう。

これら三つのことはだれでもすぐできることだ。たとえば、自分の組合機関紙誌に国鉄問題の記事を掲載する。さまざまなチラシを居住区、自分の隣り近所に配布する。国鉄労働者、家族と交流する。国労バッヂをみれば「ガンバッテ」と一言かける等々。地元議員を突き上げることも必要だ。大勢で人材活用センターの仲間を励まそう。

Educational Trade Union Movement Review

No. 11-12合併号

■総特集/日教組版「労使共同宣言」の実像にせまる

中曽根ウイングに巻きこまれた田中派	坂牛 哲郎
三位一体で日教組の路線転換をねらうもの	増田洋一郎
急速に拡がる田中-西岡問題究明の声	
■各地の学習交流活動/神奈川、広島、奈良、兵庫、三重、首都圏	
田中擁護派幹部たちに明日はない	西岡 一郎
母と女教師の会運動を守り続けよう	永田 悦子

労使共同宣言を拒否した国労臨時大会	岩井 章
連合体移行めざす全民労協と官公労統一問題	編集部
第6のナショナルセンターめざすか、FENの動向	山崎つとむ

高校教員パート化は首切りの前ぶれ	横堀 正一
学図法を改正し図書館に専任職員を	小野寺えり子
16名の職場の仲間が狭山現地調査	羽川 健治
教育課程審議会<中間まとめ>の反動的内容	教問研
第22回教問研津久井学宿アピール	教問研

■資料編=田中-西岡問題関連資料

教育労働運動通信編集委員会

「ローカル線共闘」として拡大を

最後に、これからの戦略展望にふれておきたい。いうまでもなく、「分割・民営化反対」のたかいたい職場で地域でさらに前進させる課題である。

第一は、「分割・民営化」の矛盾を系統的に宣伝、暴露しつづけることだ。

第二は、嵐のような大「合理化」と国鉄「分割・民営化」反対のたかいたいを融合させることだ。国労本部は一月一日に「反失業」を柱とする全造船、炭労との三単産共闘、そして一月二日には全国の地域共闘との交流会をおこなった。地域から職場からこうしたとりくみを強めることだ。そして大きなウネリとすることだ。すでにみたように「分割・民営化」攻撃は国鉄だけでなく、すべての労働者に襲いかかってくる。困難ではあるが必ずできる。このための経験を全国各地で交流しよう。

第三は、「分割・民営化」反対のたかいたいを、「反失業・反合理化・反行革」のたかいたいとして発展させることだ。そのためには、地域の組合、社会党を動かすことだ。共通の課題で大衆運動をおこすことだ。個々のたかいたいを左派結集の力へ合流させることだ。こうして、われわれの最大の弱点である革新政治勢力の非力は克服される。

いまもつとも必要なことは、理論を実践に転化することである。そして、理論をさらに豊かなものとすることだ。「オレはこうたかいたか。こう行動する」と意見をたたかわせ、実践しよう。

われわれはまたこういう経験ももった。日常的な学習、活動の積み重ねがない時、政府自民党、独占資本、当局が本気で組織をぶつぶしにきたとき、いかにもろいかである。いまからでも遅くない。たかいたいは長期になる。みずからと足元の組織を鍛えよう。国労のある支部の青年部は、法案通過と同時に、連続学習会に着手した。第一回の学習会には百名をこえる仲間が集まって論議した。ここに、国鉄闘争勝利への展望がある。(滝野 忠)

法案通過後の情勢と課題

国民会議事務局長 牛久保秀樹

一、キズだらけの法案通過

国鉄の分割民営化法の一月二八日国会通過に対して、国民会議は、同日「国鉄の『分割民営化』法案の採決強行に抗議し、新たな運動を宣言する声明」を発表した。この声明では、法案通過によっても事態は何ら解決しないこと、「分割民営化」政策自体が破綻することは明白であると指摘したうえで――

「このようにみる時、法案通過は、私たちの運動の終了を告げるものではなく、新たな運動の出発点を画するものでしかないことは明白である。私たちは、今後とも国鉄の「分割・民営化」政策の行く途を監視し、告発するとともに、無人ホーム、無人駅の廃止、ローカル線の存続、安全確保など、この間論議してきた要求を実現する運動をはじめとする、国民のための国鉄をつくっていく運動を開始する。」

と、国民のための国鉄をつくる運動を開始することを宣言した。そして、国鉄労働者への犠牲の強要を許さず闘うことを明らかにしたうえで、

「私たちは、あらためて、この国鉄の労働運動と連帯し、固く団結して運動をすすめることを宣言する。政府、国鉄当局が法案通過を口実にして、国鉄労働者の人権破壊を継続し、一層の支配介入を行い、労働者の雇用に責任を負おうとしないならば、私たちは、国鉄労働者を軸にして、更に一層広範な統一の戦線をつくって闘うことを内外に明らかにするものである。」

とのべて、さらに、次のとおり結論をまとめた。

「運動の合流点として、臨時国会において、五次にわたる全国統一行動を成功させてきた。この運動を通じて相互の立場を配慮しあつた共闘運動の新たな形態をつくりだしてきたことに私たちは確信をもっている。」

国民会議は、本日の法案採決に強く抗議するとともに、これらの運動を更に一層発展させ、本日から新たな運動へはいることの決意を表明し声明とするものである。」

この声明は、法案通過の当日発表されたものであるが、そのあとの事態の進行は、私たちの運動の成果、正しさをよりいっそう明白にするものとなっている。法案の通過は、まさに通過点でしかなく、「穴だらけ、先おくり、キズだらけ」（立山学）の法案通過ではないこと、この事実が次々と明らかになっていくからである。これからの運動を考えるうえで、まずこの「キズだらけ」の法案通過の実態を十分に見ておく必要がある。

それは、まず第一に、法案反対の国民運動の高まりが、法案通過を前後して、何ら沈静化していないことに示されている。たとえば、参院審議の再終盤でも、国労水戸地方本部が臨時大会を開き、闘う方針と執行部を確立したことにともない、一月二五日茨城県民会議が結成されている。さらに、鳥根県では、一月二七日鳥根県民会議が結成され、当初からつくられている鳥根県連絡会との共同闘争が追求されている。共同会議の結成は更に各地域で具体化されている。

法案通過後も、いっせいに全国で、集会が準備されている。国民会議事務局への要請だけでなく、時期からいうと、一月二九日いわての会シンポジウム、自由法曹団国鉄問題

全国活動者会議を先頭に次のとおりとなっている。一二月二日東京大田連絡会国鉄労働者激励集会、五日社会通信社主催のシンポジウム「国労の現状と今後の展望」、東京世田谷連絡会代表者会議、目黒連絡会集会、六日全国人活センター全国連絡会代表者会議、八日東京会議活動者会議、静岡の会「国鉄問題を考える」大学習会、一日国労沼津支部決起集会、一二日新潟会議討論集会、兵庫県民の会代表者会議、一三日、一四日ふるさと線全国交流会、一七日京都府民の会討論集会など。これらの規模は国会闘争中にも負けない質と量の運動でとりくまれていた。これらの会議の中で、一様に語られているのは、「法案が通っても事態は何にも解決しない」「これからが、いよいよ闘いだ」という言葉である。このような運動の発展をみる時、「今、闘いの時」というスローガンは、みごとに法案通過後の運動にひきつがれることとなったことがわかる。

キズだらけの法案通過とする第二の根拠は、「分割民営化」政策の自己崩壊がすすんでいくことが誰の目にも明らかになっていくことである。「一挙に膨脹させた長期債務を処理させることは本当に可能か」「全国のローカル線の維持はできるのか」「三島の経営は可能か」「土地売却はどうするのか」。このような疑問は、私たちが指摘してきただけでなく、政府、運輸省官僚にとつてみても、まさに難問である。そしてこの処理方法をめぐって国民の批判はいっそう集中することになる。

たとえば、北海道会社についていえば、次の収支決算の資料が入手されることになった。

道内一四線区の経営成績と見込み

経費		五九年実績	六二年予想
一般人件費		一四二億円	六〇一億円(五一・六%減)
物件費		八七五億円	二三〇億円(七三・七%減)
減価消却費		二九八億円	一六七億円(四三・九%減)
その他	特定人件費 公団借損料 利子	九四九億円	〇 (一〇〇%減)
合計		三三六四億円	九九八億円(七〇・三%減)
損益		△二四九二億円	六億円

すなわち、民営分割後も残される道内一四の線の収支決算表である。これをみると、二四九二億円の赤字が六億円の黒字へと転化するカラクリが直ちに判明する。これまで三島基金の助成、支出負担軽減として利子払いがないから黒字になると説明されてきた。しかし事実を調査すると事態は甘いものではない。黒字とするカラクリは、人件費を五二%削減、物件費という動力費、修繕費、業務費といった通常経費を七四%も削減するという驚くべき数字あわせの事実が判明する。これに減価償却費の四三・九%という不当な削減とあわせると、それだけで一四一六億円という異常な支出削減の数字あわせがうかがいあがる。かりに北海道会社において、膨大な人員削減がなされるとしても、存続される一四線区の管内でみれば、従来どおり列車運行は行われるのである。このことによる長時間過密労働の負担を人件費は一体どうみるのか。さらに重大なのは、物件費六四五億円(七四%)という削減はどう説明するのか。かりに理不尽な合理化を強行してこの物件費支出を半減するとしても、じつに三二〇億円を超える赤字が発発年度から計上されることが判明する

のである。これで、どうして北海道会社の経営を成り立たせようのであろうか。

七四%の物件費削減にあわせると、北海道の路線が七〇%切り捨てられることとなる。これでは、人件費五二%削減さえ維持される保障はないということである。

すでにマスコミをもにぎわしている整備新幹線建設の自民党議員の無責任な強要も含めて、分割民営化政策の自己崩壊は、国民との矛盾のなかで急速に進行していくことになるのである。

この国民運動の発展と政策の破綻は、法案通過後のマスコミにも反映している。法案通過翌日、各新聞社はいっせいに社説をかかげた。三大紙は、次の社説を発表した。

朝日新聞は、「国鉄改革への不安な旅立ち」というタイトルで、新国鉄がまだ国民のものであることを強調した。「新国鉄は、依然、国民のものだ。民営化されても、利用者たる国民を抜きに成立たぬ。新会社、そして政府の対応を、国民は引き続き厳しく見つめていくだろう。」

毎日新聞は「問題残したままの国鉄改革」として、次の通り主張した。大切なので、少し長く引用する。

「国鉄改革法案は国会で成立した。しかし、これで先は開けたとみるのは早計だ。『三島基金』は足りるのか、不採算ローカル線は維持できるのか、六〇%は複数社にまたがる貨物列車はスムーズに走れるのか、『より多く、より高く』という用地の売却方針は将来に悔いを残さないか、雇用の確保は本当に保証できるのかなど数えあげればキリがないほど問題が多い。分割・民営化後の各社の運営、政府・自民党・経済界の動向を、国民はつねに監視する必要がある。」

いわば毎日新聞は、社をあげてウォッチャーグループへの参加を表明したのである。行革路線推進の読売新聞もまた、「国鉄の分割民営化にさす光と影」という見出しで、各種の問題点を指摘した。そのうえで、整備新幹線問題で、社説を次のとおりしめくくつている。

「一刻も待てないという自民党の姿勢は、政治的暴力とさえいえよう。こうした態度こそが、国鉄を超赤字に追い込んだ元凶である。国鉄改革法直後に、いつか来た道を歩み出す愚は何としても避けなければならない。」

読売新聞はこの社説にあわせて、経済欄のページで「国鉄積み残された課題」として、「国鉄改革関連八法案が、二十八日の参院本会議で成立したが、衆参両院の審議でも解決の糸口が見いだせず、先送りされた課題は多い。国鉄長期債務のうち一四兆七千億円の国民負担分の処理、六十二年度から三年間で最高三千億円もの財源不足が予想される国鉄共済年金対策、総額二十兆円といわれる整備新幹線の本格着工問題などだ。いずれも膨大な財源が絡むだけに、財政再建路線の中で政府は苦しい対応を迫られることになる。」とのリードのもとで詳細に問題点を論じている。

これらの論評は、私たちの指摘が、私たちの範囲にとどまらず、運輸省、国鉄当局、自民党の中にも広がっていることを示すものである。「国鉄の分割民営の三年後見直し論」は公明党などから、自民党議員にまで広がってきていることはマスコミ関係者の取材で判明してきている。国鉄の分割民営化の強行は、まさに自民党の最大の失政のひとつとして、自民党にはねかえろうとしているのである。

そして、キズだらけの法案通過をもっとも劇的に示す「事件」が国労修善寺の臨時大会で、国労がつぶされず、闘う執行部を確立したことであった。それは、国労解体という国

鉄解体の狙いが貫徹しないというだけでなく、分割民営化の政策の実行そのものが長年にわたり問われる力を国民運動が内包したことを示すことになったのである。このことは、いみじくも三塚運輸大臣が『自由民主』一二月号で「自白」することになっている。同氏は、東京、大阪、門司といった大勢力の地本が闘う体制をとっていることをあげて、「新生国鉄へのスタートへの深刻な不安が残りますが、何とか乗り越えなければ」と表明している。

一、参院における闘いの到達点

法案通過で、政府自民党が、大きなヤマを超えることとなったのも事実である。しかし、キズだらけの通過であるがゆえに、四月一日の分割民営の実行には、細心の注意が求められている。それは、単に過密スケジュールの消化というだけでなく、背後に爆弾をかかえながらの実行とならざるをえなくなっているということである。

その状況を背景に、国会審議は、衆院と参院段階で大きな違いを示すことになった。この間、国労修善寺大会がはさまり、国民運動の一層の高まりが存在した。たとえば、ローカル線存続問題について、衆院の附帯決議は――

「四、特定地方交通線対策については、その進捗状況に配慮し、地域の意見を十分聴取するよう努めること」

という、対策にあたっての単なる意見聴取であったものが、参院附帯決議は、
「四、特定地方交通線については、地域の社会経済に与える影響等を慎重に検討するとともに、関係地方公共団体等と十分な協議を経て、その取扱いを定めること」と取り扱い自体について十分な協議を行うことと変更されるに至っているのである。この

変化は、国会内での不十分な審議からみると国会内の迫及の力でおきたというよりも、国民的な批判に応えざるをえなかったというのが事実である。

たしかに附帯決議は、法律と違って直接強制力をもちえず、その内容も抽象的でないかようにも解釈しうるなどきわめて不十分なものである。しかし、同時に、国会が自ら決議した内容に拘束されることは当然であり、これから、基本計画、施設計画を作成し、実行するためには、当然遵守されるべきものでもある。その点で、これまでの附帯決議が単なる精神条項であったことに比べて、今回の附帯決議が重要項目について具体的に論じたものであることに特徴がある。

その点でいうと、衆院と比べて前進した内容となっている参院附帯決議、この附帯決議を、その内容どおりに、厳正に実施させるかどうか、十分に監視運動を続けていく意義がでていると評価しうると考える。

すなわち、私たちの運動は、残念ながら法案の廃案にまで達することはできなかった。しかし、文字どおりあと一步のところまで追い込み、法案通過をキズだらけにさせ、具体的な附帯決議をしなければならぬところまで追い込んだことを確認できるのである。

だからこそ、私たちは、運動の手をゆるめずにひきつづき分割民営化の問題点と、その政策の破綻を広範な国民の前に指摘し、附帯決議を監視し、共闘運動の連帯を強め、発展させていくことを確認している。

三、不当労働行為を許さず、国鉄労働者の雇用と組織を守るために

私たちは、国鉄労働者を守ることを、国鉄の分割民営化の狙いである国鉄労働運動の解体を許さない闘いのひとつとして、あわせて、国鉄解体を許さない共同闘争の橋頭堡を守る運動をして重視してきた。いうならば、「こんなことで、労働者が放り出されてなるものか」とのおもいは、この運動の最重要な基調のひとつだったことが確認できる。そして、ひきつづき、来年（一九八七年）四月一日の分割民営化の実施まで特定地方交通線を守る運動にあわせて、国鉄労働者を激励し、支えていく活動は最重要な課題であると考えている。

ところで、この運動にあたって、参議院段階で実現された到達点を、成果、不十分性、弱点も含めて正確に理解することが必要である。

(1) 参院国会答弁の変化

不当労働行為についての衆院答弁は、きわめて不十分だった。国労東京地本電気支部から提出された、すでに国労組合員に対する新会社への振り分け調書が完了している問題について、杉浦国鉄総裁は、そのような資料の存在自体が認められないとして答弁を拒否したことに象徴されている。これが、参院段階において重要な変化をすることになった。

① まず、人活センターは、四月一日以前にやめることが表明されたことである。

国会答弁の内容では、新会社発足の前日である三月三十一日に廃止するということも考えられる。しかし、廃止という前提が示された以上、その理由を示されなければならないのであり、その時期はこれからの運動で早期の時期に明確にさせていく可能性が示されたことになる。

そもそも、三万二千人の余剰人員を抱えるとする新会社がその対策として人活センターを存続することもありえたところからみて、その廃止が示されたというところに重要な変化を示している。

運動の前進の中で、人活センターの手直しが必要とされるにしても、問題は、その時期と手直しの内容である。成果とし確定しきるために、さらにいっそう運動の前進をはかっていきたい。

② 不当労働行為を遺憾と表明させえたことも参院の特徴である。

不当労働行為について、杉浦国鉄総裁は、「今まで不当労働行為に絶対にならないように厳しく指導してきた。ご指摘のことはないと信じている。管理者が多く、誤解が生じているのは大変遺憾。これからも不当労働行為がないように厳しく対処する所存だ」と答弁した。

この答弁をみると現場でおきている事態について総裁として責任のがれをするものであるが、そのことを放置できなくなったことを認めたものである。この答弁からみても、さらに、逃げようのない証拠をつきつけていくことが有効である。ぜひ、録音テープ等の具体的証拠をいっそう集めていただきたい。

③ 参院では、「管理調書」はそのまま採用しないこともまた表明されている。

「管理調書」について、杉浦総裁は、オレンジカード等の時間外の増収活動は、採用資料にならないこと、時間内の組合活動については性格なデータはないとして、採用基準にはしないことを認め、さらに「よく検討し、『調書』は生のものを出さずに公正、客観的なものにした」と答弁することとなった。

(2) この答弁は、次の附帯決議とも連動して、十分な監視が必要なことを示している。
重要な附帯決議

衆院と決定的な相違を示すのは、参院の附帯決議の内容である。

参院の附帯決議第九条は、「国鉄職員の雇用と生活の安定を図るため」として、具体的に五項目の規定がなされている。衆院の附帯決議が「再就職を必要とする職員の雇用の確保に万全を期する」と抽象的、精神条項だけであったことからみると、重要な変化が示されているのである。

① 新会社への採用について、附帯決議第九条一項は――

「職員の採用基準及び選定方法については、客観的かつ公正なものとするよう配慮するとともに、本人の希望を尊重し、所属労働組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること。」

と決議した。その中身は一見してわかるとおり、「配慮」「留意」であるなどきわめて不十分なものである。しかし、同時にこの文言から、政府、設立委員会、国鉄当局は、「客観的かつ公正」の実態はどうか、「本人の希望の尊重」の中身はどうか、そして、「組合等による差別等が行われることのない」結論がどうかなどひとつひとつ監視され、問われることとなったのである。

② 公的部門の受け入れについては、四月一日以前の一括採用が示されることになった。附帯決議は――

「公的部門における受入れについては、希望者の意思の尊重、採用目標の達成を図るとともに、国鉄改革実施前に一括して採用を決定・内定するよう極力配慮する。」
としている。公的部門の採用予定者は三万人とすることも国会で確認されている。

この附帯決議の方向は、重要である。それは、それが雇用確保の重要な内実のひとつであることにとどまらず、三万人の労働者が、四月一日以前に決定・内定することによって、清算事業団が、その採用決定・内定者の待機場所へと「変質」する可能性を示すこととなったからである。私たちは、清算事業団が活動家のレッドパージのたまり場であると批判してきたが、その手直しがはじまってきたのである。

これは、清算事業団を、総体として争議団化させるわけにはいかない必要性に迫られて提起されたものであるが、しかし、清算事業団が現実的に差別選別の道具とならないために揺るぎない監視の強化が必要である。

③ 団体交渉について、これまで、新会社の採用条件、労働条件は一切、国労との団体交渉はありえないとの表明が行われてきた。これに対し、附帯決議は――

「新事業体の職員の基本的な賃金、労働条件については、国鉄と関係労働組合との間で十分な協議が行われるよう配慮すること。」

と規定して、国鉄当局と国労、全動労との間で「協議」がなされる途を開くことを表明するにいたった。このことは、国会で杉浦総裁が、「当局に当事者能力はない。しかし、意思をくみとり設立委員に要望を申し上げる」と答弁し、あわせて、橋本運輸大臣が、「今回は人員整理ではない。政府、設立委員会は労働条件について組合と団体交渉はしなし。しかし、必要に応じて意思を交換する場合がある。」と答弁してきたことをふまえて、その中身を一步すすめて決議することとなったものである。また、団体交渉とはいえないまでも「十分な協議が行われる」かどうか、それは、運動を通じた監視にさらされることになる。

この曖昧もこととした附帯決議に、即、国鉄労働者の運命を委ねるわけにはいかない。しかし、同時に、私たちの運動と監視を通じて、実施をせまる闘いが開かれてきているのも事実なのである。

この附帯決議について、労働法の佐藤昭夫早大教授は、次のように述べられている。

「この附帯決議の内容がそのまま実行されるとするならば、本来、法案を修正すべきものである。修正せず、お茶をにごしたことをみる時、私たちには、十分な警戒が必要である。しかし、労働者の権利というのは、そもそも労働者の闘いを抜きにして実効性が確保されることはないものだ。その点では、附帯決議も、これからの闘いに係っているという点では、同様のものである。」

(3) 労資共同宣言路線の破綻

附帯決議の不十分性、そして労働者の運動ぬきには、みごとに空洞化されるものであること、そのことを確認しながらも同時に、この国会答弁、附帯決議は、これまでの運動の結実点としてきわめて大事な方向を呈示している。

その方向は、第一に国会が国労を国鉄の分割民営化実行にあたっての正当な当事者であることを承認したということである。第二に、そのことについて、労使共同宣言路線が、国会を通じて破綻してきていることである。すなわち、労使共同宣言路線とは、①人活センターを認める、②不当労働行為を追及しない、③スト権を放棄しないと交渉しないことを内容として、国労に強要されてきたものである。それがいずれも、破綻しつつあることを示しているのである。

(4) 次の攻撃にそなえて

しかし、かりに国鉄当局の労務政策の変更を実現させたとしても、次の新手の攻撃がなされることは明白である。

そのひとつは、一二月三日強行された「横浜貨車区人材活用センター五名に対する不当逮捕といっせい家宅捜索一二箇所と引き続き組合員を呼び出すという大量刑事弾圧である。この攻撃は、全体の力を結集して何としてもはねかえし抜く必要がある。

しかし、同時に数多くの労働争議の経験の示すことは、国家権力の直接的な刑事弾圧は、使用者側の最後の弾圧手段であり、その闘いは、広範な労働者の怒りを組織するということである。また人活センターの廃止が、早期に実現した時においても、私たちの闘いが弱い時、あらたな大量強制配転を実施するものへ転化するということである。

さらに、国労本部との協議を続けながら、国労への攻撃は、いっそう「労労問題」としてすすめられることになる。国労組合員の切り落としと集団脱退が画策されることとなる。このようにみる時、私たちは、次の運動への準備をしながら、だからこそ、旺盛な運動を繰り広げていくことが求められる。

四、国労全国単一組織の旗を

この闘いを乗り切るにあたって、まず、この国鉄分割民営化反対闘争の到達点を正確に全体のものとしていきたい。とくに、労使共同宣言路線の破綻の方向性と、運動の力で雇用を守りぬく現実的な条件が開かれつつあることを、共闘運動としても広く職場の皆さんに知らせ、激励していく必要がある。

国民運動としては、今一度国鉄解体の問題点と分割民営化政策の破綻を示すとともに、人活センター、刑事弾圧などこの国の民主主義の根幹にかかわる事態として運動を強めて

いきたい。

そして、この中で決定的に求められているのは、国鉄労働組合が全国単一組織として存続させるといふ旗を高く掲げられることではないだろうか。国労本部は、一月一日総評本部への回答書の中で、総評の「各新事業体単位労働組合『準備会』を国労組合を軸として発足させ、各新事業体への雇用を希望する国労組合員および国鉄職員の『準備会』への加入運動を直ちに全国一斉に展開すること」との要請に対して――

「六二年四月以降の組織のあり方については、第四九回定期大会（千葉）で『単一組織で結合された国鉄を中心とした運輸産業別組織への脱皮、発展することを目指して闘っていく』ことを決定していますので、検討のベースを単一体としながら、広い視野で検討プロジェクトを発足させ、全組合員及び国鉄に働く労働者の団結と統一が名実ともに実現できるよう検討して参ります。」

と宣言している。この方向が実現できるかどうか、それは、岩井章国民会議よびかけ人が一貫して述べている「国労を守る、もうひと山を越さなければならぬ」という闘いのもっとも大事な内容となっている。

いうまでもなく、産業別単一組織の優位性は明白である。日本の労働運動の中にも、日本海員組合という産業別労働組合が団体交渉の実行を含めて現実活動をしている状況からみて、企業別労働組合を選択する大義はまったくない。また、分割された各社の労働条件を守り抜くためには、三島会社、本州三つの会社を統一する労働組合があることが何よりもの保障である。海は一つであるように、国鉄の鉄路は連っている。前記した北海道会社の経営実態のもとで、その中だけで運動をすすめても企業という限界の中でおさえこまれることになってしまうのは、数多くの企業別労働組合の限界だった。

これらのことをあわせて、全国単一組織を守り抜くことが国労の脱退を防ぐみちであることが強調されてよいと思う。全国単一組織のもとでは、労働組合の脱退がどのように大量に出たとしても、個人脱退の集積でしかないことが判例上も確立されてきている。しかし、全国単一組織を自ら解体し、企業別の連合体に変更することは、連合体を構成する団体脱退を直ちに認めることと連動する。その時は、国労本部に団結しながらも、その企業別組合の中で少数派でいる組合員は、根こそぎ脱退を強要され、企業別組合の統制処分にさえさらされることを意味している。このようにみる時、国労の組織を守るためにも、国労の全国単一組織の現状を守る意義がわかる。このことは、数多くの裁判例でも明確にされている。

国労大分地本事件は、昭和三九年、国労本部反対派執行部が大分地本の多数を占め、この執行部役員を含む二六〇〇名（当時の組合員数の約三分の二）が参加して新国労大分地方労働組合を結成して、国労本部に対して脱退届を一括提出したというものであった。これに対し、最高裁判所の判決は――

「しかし、元大分地方本部には国鉄労組支持派に属する組合員一二〇〇名がそのまま残留し、旧構成員及び役員多数を失ったことによる解体の危機を克服して組織を立て直し、従前からの国鉄労組規約及び同地方本部規約に基づき国鉄労組の地方本部組織としてこれを組織運営しており、これが被告告人たる現在の国鉄労組大分地方本部である。」として、三分の一の一二〇〇名で再建された国労大分地本を正当な地本と認定したうえで――

「国鉄労組の組織全体との関係からみれば、同労組の下部組織として同一性を保持して

いるのは被上告人地方本部であって、前記反対派の離脱は、ひっきょう、国鉄労組の方針に服することを好まない組合員が集団的に同労組を脱退したにすぎないものと認めるほかはない。してみると、右脱退者によつて結成された新国鉄大分地方労働組合には元大分地方本部の資産であつた本件建物に対する権利を認めることができない」と判決している。この最高裁判所判決は、他の箇所においても、次のとおり述べている。

「地方本部において国鉄労組の方針に反対する組合員の集団的離脱があり、地方本部を独立の組合としてみれば事実上の分裂が生じたかのごとき観を呈するとしても、国鉄労組そのものが統一的组织体としての機能を保持するかぎり、それは一部組合員の国鉄労組からの集団離脱にほかならず、そうである以上、右離脱組合員又はその結成した新組合は、国鉄労組本部の資産についてはもちろん、地方本部の資産についても持分ないし分割請求権を有するものということはできない。」

この最高裁判決の立場からみても、現在の国労が「統一的组织体としての機能を保持する」ことこそが、国労脱退を防ぎ、一人ひとりの組合員の権利を守る方途ということになるだろう。この法理は今回、昭和六一年一月三日プリマハム労働組合の事件で最高裁は、再々度確認することとなった。プリマハム労組では、所属組合員の七十二・二六〇〇名が新しいプリマ民主労働組合を結成した件について、最高裁は、「本件は、いわゆる組合の分裂という特殊な法理の適用の是非を検討すべき場合に当たらない」として、原判決の立場を支持することになった。最高裁でも支持された東京地裁の判決は、明確に次のとおり述べて七〇%を超える脱退についても、組合の自己分解ではなく、単なる集団的離脱だと認めている。

「プリマ労組は、統一体としての機能を喪失して自己分解したものとはいえず、なお労働組合として組織的同一性を失うことなく存続していた、と認めるのが相当であるから、原告組合は、なお存続するプリマ労組とは別個の単なる集団的離脱者による新たに組織された労働組合であると解するほかない。」

このような判例の立場をも活用しながら、脱退せず国労組合員として残ることが如何に大切であるかを伝え、それを激励し、さらにいっそう共闘運動をつくっていくことが求められている。

五、共闘運動の更なる発展を

国民会議の運動は、声明にも――

「国民会議は、国鉄の『分割民営化』に反対する三五〇〇万をこえる署名の成果をふまえ、本年一月二三日、『名古屋アピール』発表を契機として、政府の国鉄の『分割民営化』に反対するという一点で活動してきた。この間、全国四五の都道府県の共闘組織、一一〇〇の地域共闘組織と共同した運動をすすめてきた。参議院の終盤段階になつても、共闘組織の結成があいつぎ、一月二五日茨城県民会議結成につづいて、一月二七日には鳥根県民会議が結成されている。」

これらの組織は、国民署名、街頭宣伝、意見広告、国鉄の職場激励など、結成後も粘り強く活動をすすめて、体制を充実させ成長させてきている。運動の合流点として、臨時国会において、五次にわたる全国統一行動を成功させてきた。この運動を通じて相互の立場を配慮しあつた共闘運動の新たな形態をつくりだしてきたことに私たちは確信をもっている。」

と述べるのとおり、全国の共同の力で、大闘争を担ってきた。その中で、数多くの新しい人間的団結をつくってきた。この共闘の力は、これからの国鉄闘争を勝利する力であるとともに、この国の革新勢力の貴重な財産ともなってきた。

さらに情勢は、この国鉄闘争をより多くの人々と広汎な共同の闘いを構築する可能性を示している。

- ① 一四兆七〇〇〇億円という膨大な国民負担を許さない運動と増税反対運動と共同する。
- ② 国鉄労働運動への攻撃を許さない運動と労働戦線の右翼的再編を許さない運動と連動する。
- ③ 九万三〇〇〇名の国鉄労働者の解雇を許さない運動は、直接的に反失業の巨大な運動と連動する。
- ④ ローカル線を守る運動は、地域経済の切り捨て、地方の医療、教育の切り捨てと対決する、地方を守る、ローカル共闘の土台づくりでもある。
- ⑤ 人活センター撤廃、また国民の共有財産の監視は、この国の民主主義運動である。私たちは、国鉄の分割民営化反対でつくりあげてきたこの統一の戦線を、このような課題を見ずえて、さらにいっそう運動をつくりあげていきたい。そうする時、この運動がこの国の運動の広大な統一を実現していく翼のひとつとなっていくことを確信している。一月一八、一九日の、一〇万人の全国国鉄まつりの成功はそのことを示している。この決意をこめて、闘いに奮闘していきたい。

(二五頁からつづく)

自然と社会

A 社会主義革命においては、人間の意識性が果たす役割は、それ以前の革命と比較してたいへん重要だと思えます。

C 労働者階級というのは、闘わなくては生きていけない階級だと思えます。その過程で法則性を認識し、革命をめざすようになると思えます。この全過程が法則性だと思えます。この過程を速やかにするために私たちの実践があると思えます。

B 自然における法則の貫徹の仕方は、盲目的ですが、しかし社会の場合は、人間が意識して行動しないとならないわけですから、貫徹の仕方は異なります。

C しかし、『資本論』の序文では、自然史的過程として取扱うとあります。そういう意味で、社会主義の必然性を言っていると思えます。それでは、人間の自由がどこにあるかというと、法則性を認識して、それに従うということだと思えます。

A 唯物論においては、自然の優位ということではなく、人間が自然を認識できるという点を強調していると思えます。それを自然的ということに置き換えていいものでしょうか。

D 資本主義において、経済法則は人間の活動をとおして発現するわけです。『資本論』において人間は、その法則を担うものとして扱われています。そこでは、個々の諸階級が法則を認識しているか、どうかは問題にしていらないと思えます。そのことと、現実の階級闘争の実践は、別の問題だと考えるべきでしょう。(つづく)

◇資料と解説◇

人活センター全国連絡会「アピール」

二月六日、人活センター全国連絡会は第三回全国交流会を開催した。資料として掲載したのは、そこでのアピールである。国労のあの大会で大きな役割を果たしたのも彼らである。彼らは労働者として人間としての尊厳を求め、階級的労働運動構築のためたたかい続ける意志を強く表明している。

上記の二つの報告と合わせ、ぜひ参考にさせていただきたい。

(編集部)

一九八六年一月二八日、国鉄解体法案は衆・参両院で審議不十分なまま、社会党・共産党の反対をおしきって強行採決されました。

一五年にわたり、公共交通として国民生活・交通権を保障する立場で支えてきた国鉄を解体し、独占資本のえじきにするものです。私たちは、こうした暴挙を断じて許すわけにはいきません。

たしかに「改革法」は成立いたしました。しかし、国鉄労働者を中心とした雇用、国民の共有財産である二〇〇兆円を超える国鉄資産の売却、そして、新事業体の収支のからくりをはじめとした、実施にあたっての諸矛盾は、何ら説明がされていません。ここが、敵の脆弱点だからです。

国会の勢力比が私たちにあって、圧倒的非力という状況下ですが、参議院の土壇場で、来年三月までに人活センターを廃止することや労働条件の交渉、「職員管理台帳」「希望調書」による選別・差別の排除、不当労働行為に対する遺憾の表明等々の答弁をさせるまで、敵を追い込むことができました。

加えて、参議院における、一三項目の附帯決議が採択されたのです。私たち国鉄労働者の具体的な闘争課題が、鮮明になりました。文字どおり、闘いは、ここからです。

土壇場での敵の譲歩は、第一に、「修善寺大会以降の六本木中央闘争委員長を先頭にしたり、国鉄労働組合の構え、第二に、「首切り」の恫喝に抗し、仲間を裏切らないで国労の旗を守っている国鉄労働者一人ひとりの決意、第三に、千を超える国鉄の「分割・民営化」の共闘組織の活動が、不十分なながらも中央から地方、そして、企業別労働組合の枠を超え拡がったからこそ引きだせたものです。ここに「改革法」成立後の闘争条件が確認できます。

私たちは、国労潰しの労使共同宣言や緊急対処方針の路線が破綻を内外にアピールするとともに国労綱領の路線の正しさに確信を深め、以上の各項を中央闘争委員会に要請します。

第一に、年内には、人活センターの即時廃止と現場への即時復帰を勝ち取る取り組みを強化すること。

第二に、当面する緊急行動として、前述した国会答弁・附帯決議の四項・九項(労働条

件の団交を約束・精算事業団配属は、転職を希望する人を六二・四までに一括前倒採用を内定に努力)、二月二日総裁交渉での「選別・差別は絶対にはしない」等々という、一連の経過と成果を全組合員・家族そして、共闘関係の仲間たちに正しく伝えると同時に、政府に約束履行を迫る取り組みを、全国に指令すること。そのために、私たち人活全国連絡会は、オルグ団となって奮闘する決意です。

第三に、国労の組織と闘いを守るための団結署名をただちに取り組みこと。

第四に、千葉大会で決定された産別・単一体の組織方針を再確認し、この全国大会を守ることを全地方本部・支部・分会に指令すると同時に、本部における具体的な作業を進めること。

第五に、設立委の提示する労働条件に対する正面からの政労交渉をもとめ、希望調書提出までの間の、家族ぐるみの大衆行動を決定し、年末・年始を闘いの闘争の渦中とするよう指導を徹底すること。

第六に、「希望調書」から「採用通知まで、選別・差別、不当労働行為摘発団の組織化と、六一・一一以降の殺人的な労働条件下で、安全は確保できないという安全闘争、そして、ローカル線廃止反対の地域共闘を、全国一本化した共闘組織にむすびつけて、二一五、〇〇〇人の要員規模を実質的につきやぶる闘いを、実施までの主要な闘いとして、全国で取り組む指導をすること。

第七に、債務処理、三島経営、整備新幹線、ローカル線問題を暴露しつづけ、実施後の闘う条件と組織づくりを進め、数年間で、「国民の国鉄を奪いかえす」長期方針を早急に確立すること。

私たち人活全国連絡会は、特定のイデオロギーに基づく一部機関役員らによる分裂策動や組合員に対する差別・選別を排除し、国労の組織と闘いを守るためのオルグ団としての任務を自覚し、独自に「不当労働行為・労基法・労安法違反の摘発委員会」を全人活に組織することを目指します。

そして、六一・一一以降の劣質な労働条件を全国的に調査・点検し、反合理化職場闘争の組織づくり(小集団を中心とした分会活動の活性化など)を進めます。そのために、新事業体を意識した各ブロックごとの人活集会を一月中に開催します。検討課題としては、実施後の全国連絡会の組織と活動について、何らかの形で残していくことを前提に討論を進めます。

私たちは、国労綱領にそって「労働者階級の解放をめざし」長期闘争の方針と組織づくりのため身を粉にし、実施までの闘いを家族ぐるみ・地域ぐるみで精一杯闘います。やがてくる日に、国労組合員でよかったと肩をだきあえる闘いを今日から、直ちに、展開しよう。

一九八六年二月六日

人活センター全国連絡会 第三回全国交流会

唯物史観と『資本論』

——『資本論』第一巻の意義について(一)——

このシリーズは「連載 資本論第一巻を読む」が第一章を終え、さらに論議を深めようと始めたものです。編集子としては、従来の連載と討論を相互に併載してゆきたいと考えています。読者のみなさん、ご要望、ご感想をぜひ寄せてください。

(編集部)

D 報告(本誌第三一九号所載)を読んだ感想、あるいは意見を出してもらいたいと思います。

資本主義的蓄積の歴史的傾向をつかむ

C 第一巻の中心問題だと思いますが、一四頁の「歴史的限界」について。矛盾の発展ということ、歴史的限界を掴むということですが、具体的に、歴史的限界とは何か。報告では書かれていないので、わからないのですが。向坂先生は「マルクス経済学の基本問題」において、「物質的生産力の発展が、特定の歴史的生産諸関係をつくり、この歴史的生産諸関係、すなわち、経済的構造の運動が、必然的に階級闘争のその時々々の形態を決定する」、そして結局、プロレタリア独裁に導くと、言っています。報告の後の方の展開はそうなるのですが、経済構造の矛盾が、資本主義社会における階級闘争の発展を生みだして、それが一定の段階で革命という形で飛躍するということだと思えます。つまり唯物史観が「資本論」を貫いているということだと思えます。なぜ第一巻かということですが、「資本論読本」でも大内先生が、「『資本論』第一巻は、ある意味で独立したものではありませんか」と述べ、向坂先生もそう考えていると言っています。また、第一巻を繰り返し読めと述べています。

第一巻は、一番基本的な生産過程を扱っていて、これによって資本主義の交換なり分配を規定するわけですから、重要な所です。

報告はよくまとまっていますし、勉強になりました。ただ、「矛盾の発展と、歴史的限界」については、私ももう少し説明してもらいたいと思います。一四頁に「物性を解明することが、資本論の任務」とありますが、『資本論』の序文にもあるように、『資本論』の課題は、資本主義の経済法則を解明することにあるわけですから、物性の解明は、そのための鍵になると考えるべきだと思います。

E 鎌倉氏の文章について言えば、経済学者の立場からいば、第一巻だけで内容が判断されてはならないというのは当然かもしれない。第二巻、第三巻の理論的内容にも、きわめて重要なマルクスの考えがあふれている。ただ第二巻以下が資本主義の現実的機構の分析にだんだん近づいていくのに対比して言えば、第一巻は本質論として最も大切なのだ。

D 『資本論』第一巻の意義を論じるということは、『資本論』全三巻における一巻の自立性、あるいは相対的完結性を論じるところであろうと思います。これについてはマルクス自身がすでに述べているところです。かれのダリエリソンソン宛の手紙の中で、「第一巻は、それだけで完結した、完全なものです」と、マルクスは述べています。ですから問題はその論証だと思います。そのためには、本当は全三巻を問題にしなればなりません。

報告の自身について言うと、鎌倉氏の提起の中で最も問題にするべきは、資本主義的蓄積の歴史的傾向と『資本論』の課題を分離していることだと思えます。これが第

一卷のもっとも重要なことだとも言えますから、報告は、その点について、もっと積極的に主張を展開すべきだと思いました。

唯物史観と『資本論』の関係は、むつかしい問題だと思っています。これは、唯物史観は、『資本論』によって初めて論証されたのか、という問題とも関連します。問題なのは、生産力が生産関係を規定するという唯物史観の命題が、どう具体的に資本主義的生産関係に貫徹しているかということでしょう。また「歴史的限界」ということは、資本主義の経済法則それ自体が、社会主義革命の必然性を含んでいるのかという問題だと思っています。

歴史的にそして論理的に

D それでは、報告者の方から意見が出された問題についての意見を述べてください。まず唯物史観と『資本論』の関係ですね。

A 唯物史観は、資本主義社会以前の社会にあっても適用できるのですから、『資本論』が書かれる以前から論証されたものとして存在していると思います。唯物史観は、イデオロギーであって、それ自体科学的なものではないというところへかたは、誤りだと思っています。もちろん、唯物史観では、資本主義の経済的運動法則は解明できないわけですから、『資本論』では、唯物史観が特殊、資本主義的生産関係において、どういふふうに通貫しているかを明らかにしていると思います。

E 唯物史観は、「あらゆる社会的変化と政治的変革との究極的原因は、……その時代の哲学ではなく、経済に求められなければならない」という命題から出発すると、エンゲルスは述べている。唯物史観が正しいかどうかは経済の分析を通じてその命題が証明できるかによっている。『資本論』によって唯物史観の正しさが証明されたという側面が重要だろう。

D マルクスは、『経済学批判』の序文で、唯物史観を「研究の導きの糸」といつています。向坂先生も、『資本論』解題でそういう意味のことを述べています。人間、自然、社会を統一的にみる、それが資本主義でどう結合されるかを、『資本論』は説いていると思います。生産力が生産関係を規定するということがそれ自体を『資本論』が論証しているということではないと思います。

C 逆に、唯物史観で『資本論』に置きかえる傾向もあると思います。マルクスは『共産党宣言』において、「これまでの歴史は階級闘争の歴史である」と宣言し、その上で自分の階級闘争への最大の貢献として『資本論』を書いています。たとえば、いわゆる窮乏化法則をきわめて機械的にとらえて、作用があれば反作用があるというふうにだけとらえてしまう傾向があると思います。

B 僕も、昔書くときによく作用、反作用という書き方をしました。向坂先生も、どんな右傾化の傾向があっても逆流は存在すると述べています。どの程度の逆流かは別として、逆流は存在すると思います。

A しかし、あまり自然科学的にとらえるべきではないと思います。人間社会のことでですから、反作用の力、その方向性をどこに向けていくかは、人間の問題でしょう。そこでこそ、唯物史観にもとづいた反作用をどう形成するかだと思います。

D 作用・反作用ということでは、これは法則性ですね。しかし、私たちがこれと言うのは、今は負けていても将来は勝つぞ、という意味で言っているわけではないですね。なぜ、それを問題にするかというところ、資本主義に貫かれている法則をわれわれは認識しなければならぬ、また認識できることを理解しなければならぬからだと思います。つまり、現実には矛盾が存在する、その矛盾を認識することによってわれわれの運動は前進する、という理解だと思っています。

連載 「やるしかない！」①

一 三 年 間 締 め っ 放 な し !!

プリマハムのハチ巻闘争

「ヤルしかない！」は、三年前から社青同の若者の口からひそやかに吐かれていた。私は郡山客貨車区の木村君にそれを繰り返され、さらに「ヤル」中身も、当局のヤミ・カラ攻撃に反撃する「ヒル休み学習会」などであると教えられた。そして昨年の賀状に「ヤルしかない！」と大して発動させた。

闘争の大団円にきて、この一年ほど、「闘い続けろ」ようと叫び続けてきた。「生き続け、働き続け」るために……。そうしたら、先月、その「闘い続けろ」の典型に出くわし鍛えられた。

その日は晴天であった。はるか彼方に青空を背に、白い作業服の集団に「赤」がヨコにたな引いている。案内してくれた橋さんに「あの赤は何ですか？」と聞くと、「赤ハチ巻ですよ」と言う。「いつからですか？」と聞くと、「以前からですよ」と答えられる。普通、ハチ巻闘争なるものは限られた期間しかやらないので、私はさらに「ひと月ぐらい？」と聞き返すと、「いやー、一三年前からですよ」と事もなげに答えた。すでに私はもうこの「一三年間」でぶっ叩かれた思いで足が地に付かない。自からの至らなさを攻められながらプリマ高岡工場の労働者との交流に入る。

ハチ巻は一三年間も締めつ放しだから、糸で縫いつけている労働者もいた。その中でも、汗と涙とラード脂などで貫禄のついたハチ巻をI君から頂戴し、全国持ち歩いている。各地の労働者に、プリマ一三年間の闘いをハチ巻に込み込んだ様々なおいをかきながら先ずは唄んでもらっている。

さて、この一三年間締め続けのハチ巻闘争のすごさと運動論・組織論である、先ず第一には、「プリマ労組ここに在り！」という平き直りである。天下に堂々と、自分を突き出している。仲間八〇人全員が……。生産現場で、「二くみ三〇〇〇人の間に、赤ハチ巻が毅然と言動している。世間一般では、数が減ってくると小さくなっていくところを……。いま国労組合員が、とくに「人材」では、「オレは国労だ！」、「国労として闘い抜くぞ！」と、職場・地域等で平き直って闘い抜いているように……。自分を突き出した以上は、注目されているのだから、スキなくしつかりしなければならぬ。自らも鍛えられる。職業病のたたかいでも、「顕在化闘争」があった。体の具合の悪い箇所と「業務起因性」を職場ではつきりさせる闘いである。その逆が「沈静化」である。今回も、当局に対して沈静化した職場から国労脱退者が多く出たものである。また国労がいなくなった職場での一例えば、時間外のオレンジ・カード売りや「団体募集」など「無法状態は歴然としている。これも沈静化の結果である。国労闘争なき新会社での無法状態は今から容易に予想できる。したがって今、現場では「国労運動を新会社へ！」、「国労運動の在る職場で働きたい！」の合言葉が急速にひろがっている。すでに争議団としては先輩のプリマ労働者は、プリマ労働運動を継承し粘り抜いている。

一三年間たまたかい続けているハチ巻闘争の第二の目標は、「仲間を守ること」(プリマ労組「團結五原則」の第一条)にある。すなわち赤ハチ巻がいじめられると赤ハチ巻が寄ってくるのである。

(つづく・佐々木守雄)